

改正建築基準法の施行の円滑化に向けた取組強化について（案）

国土交通部会においては、去る十月四日、改正建築基準法の施行の円滑化について、国土交通大臣に対し申し入れを行った。これを受けて、政府においては各般の対応策を講じ、先月末に公表された十月の建築確認件数は改善をみており、また、住宅着工も改善傾向がみられるものの、まだ十分に回復しているとはいえず、特に共同住宅等については未だ低迷している状況にある。また、建築関係業界からは、地域の状況を踏まえたきめ細かな対策や中小事業者の実情に応じた支援策など建築確認手続の円滑化に向けたさらなる対策の推進、当面の資金繰り対策などを求める声が寄せられている。建築確認手続の遅延が経済活動や国民生活に大きな影響を及ぼしている状況にかんがみ、以下の施策を早急に講ずること。

一、建築確認申請に困難をきたしている中小事業者への技術的支援のため、構造計算書等の確認申請図書の作成方法等を個別にアドバイスする体制を整備すること。

一、都道府県毎に、審査側及び建築設計側の関係団体が連携して、地域の実情を踏まえつつ建築確認手続を円滑化するため、課題と対応策について定期的に協議する場を設けること。

一、構造計算適合性判定について、申請件数の増大に対応しつつ、迅速な判定が行われるよう、審査の合理化、体制の充実、事前相談の実施の徹底等を図ること。

一、円滑な計画変更が進められるよう、軽微な変更や、あらかじめ幅のある計画内容の建築確認を受ける方法について、わかりやすい具体例を示し、広く周知すること。

一、新しい建築確認手続の要点を実務者向けにわかりやすく解説したりフレットについて、適宜、改訂・充実を図りつつ関係者に配布する等継続的な関係者への情報提供を行うこと。

一、設計者による適正な確認申請図書の作成を支援するとともに、審査の迅速化に資するため、確認申請図書における典型的な誤りの事例集や、標準図面集を作成すること。

一、新たな大臣認定プログラムについて、速やかに供給がなされるよう取り組むこと。

一、中小企業者に対するセーフティネット貸付、セーフティネット保証等の周知徹底を図ること。

平成十九年十二月四日

自由民主党政務調査会

国土交通部会

部会長 三ツ林 隆志

住宅土地調査会

会長 佐田 玄一郎